

株式会社大垣共立銀行

2023年1月19日

ポジティブインパクトファイナンス実施体制

ESG 評価本部

担当アナリスト：西元 純

格付投資情報センター（R&I）は大垣共立銀行のポジティブインパクトファイナンス実施体制について、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が制定したポジティブインパクト金融原則（PIF 原則）に適合していることを確認した。R&I は大垣共立銀行が提供した情報と R&I が実施した手続きの範囲において、実施要領に示される業務プロセスは PIF 原則に準拠してデザインされ融資案件に適用されることを確認している。

1. 評価対象

(1) 経営戦略におけるサステナビリティ

大垣共立銀行は岐阜県大垣市に本拠地を置く地方銀行。岐阜県内では資金量・貸出金で上位シェアを維持し、営業を強化している愛知県でも基盤を確立している。岐阜県や愛知県を中心とする営業エリアにおいて金融インフラとして果たす役割は重要で、その事業活動が地域社会に与える影響も大きい。

大垣共立銀行は「地域に愛され、親しまれ、信頼される銀行」という経営の基本理念の下、2019年5月に「OKB SDGs 宣言」を公表し、地域金融機関として地域社会の発展に資する事業活動を強化してきた。2021年12月にはサステナビリティ基本方針を策定し「地域循環型社会の担い手として、持続可能な地域づくりに貢献する」ことで基本理念の実現を図る姿勢を掲げるとともに、地域社会と大垣共立銀行グループの持続的な成長のために中長期的に取り組む重点課題（マテリアリティ）を特定した。優先して取り組む重点課題の1つとして「気候変動対応、環境保全」を特定しており、その対応の一環としてサステナビリティ基本方針の策定と同時に、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同も表明している。

地域企業のサステナビリティ活動を支援するサービスも強化している。「環境問題の解決に資する事業」等に投資する取引先を対象とした「SDGs 私募債」や、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいる取引先を対象とした「OKB サステナビリティ応援ローン」等に加え、取引先の SDGs に対する取り組み状況を整理し宣言書の策定をサポートする「OKB『SDGs 評価』サービス」を手掛けている。グリーンローン、サステナビリティ・リンク・ローンについても外部機関に評価を依頼するスキームに対応できる体制を整えている。ポジティブインパクトファイナンスはサービス提供を通じた地域企業への貢献を高める取り組みの一環として位置付け、国際的な原則に紐づいたインパクト評価を大垣共立銀行が自ら実施・提供することで、取引先のサステナビリティ活動への支援をより強化することを意図している。

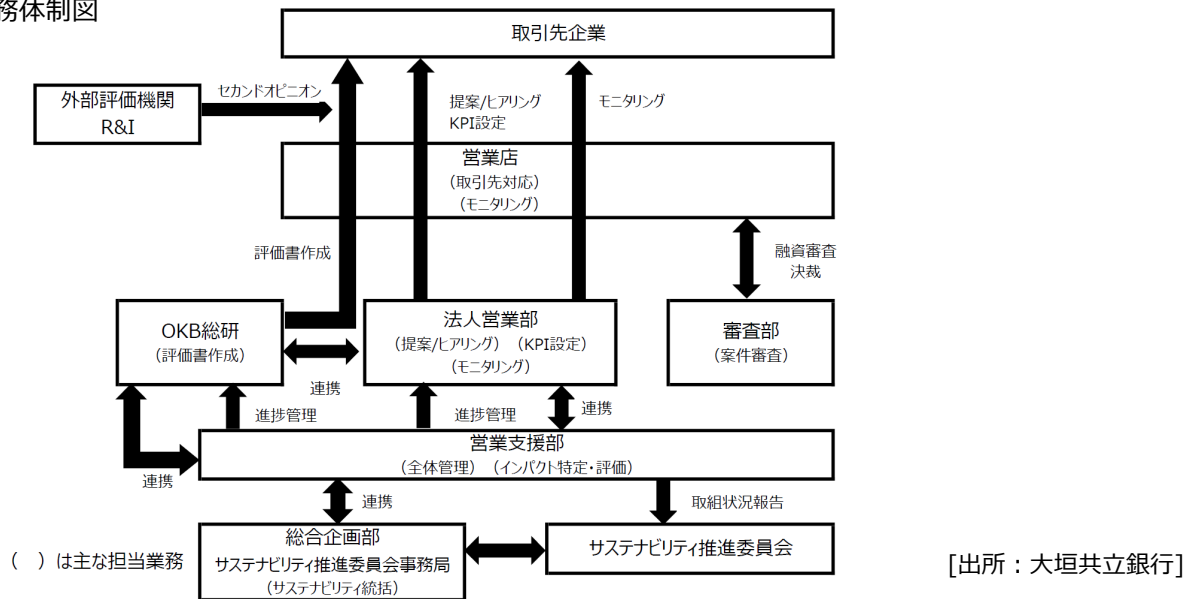
(2) インパクトファイナンスの業務管理体制

頭取を委員長とするサステナビリティ推進委員会が気候変動対応等の基本方針や重要事項等を検討し、取締役会は同委員会での検討内容について定期的に又は必要に応じて報告を受け、気候変動対応の取り組み状況を監督する。サステナブルファイナンスの統括は営業支援部が担い、実績をサステナビリティ推進委員会に報告する。

PIF の実施体制は以下の通りである。総合企画部が大垣共立銀行グループのサステナビリティに関する方針や活動を統括し、同部の下で営業支援部が PIF の進捗等全体管理を行う。営業店が取引先対応を担い、PIF の提案サポートやインパクト特定に関する情報収集は法人営業部が実施する。インパクトの特定及び評価は営業支援部と法人営業部が連携して行い、両部が協議し KPI を設定する。なお、インパクト評価は通常の与信審査と切り離れた判断が必要となるため、審査部は関与しない。

評価書は大垣共立銀行グループの OKB 総研が作成する。OKB 総研は東海地方に軸足を置くシンクタンクで地域の産業や経済の動向を分析・研究するほか、企業のサステナビリティ活動に関する調査等も手掛ける。評価書作成の過程で必要に応じて取引先へのヒアリングを実施し情報を収集する。評価書作成後に営業支援部を通じて外部評価機関にセカンドオピニオン作成を依頼し、その結果を受領した後に審査部にて与信に関する最終決裁を行う。PIF 実行後の年次モニタリングは営業店が取引先に KPI 達成状況に関する資料徴求及びヒアリングを行い、その内容を法人営業部に報告し進捗や次年度以降の方針について協議する。融資商品としての PIF の品質管理は営業支援部が担い、実施体制についての外部評価を年に 1 回取得する。

■実務体制図



(3)業務プロセス

① インパクトの特定

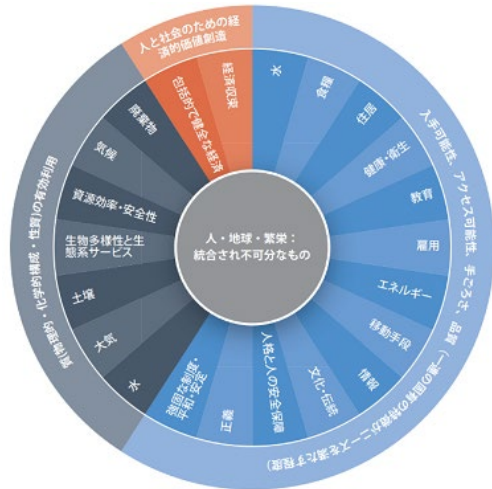
インパクトの特定に先立ち、事業性評価の知見を生かして取引先の全体像を把握する。その際、環境・社会面に配慮した取り組みや推進体制等についてもヒアリングし、取引先の経営戦略におけるサステナビリティの位置づけを確認する。取引先の全体像に基づき、バリューチェーンの各段階における SDGs 諸課題へのプラス・マイナスの影響を洗い出し、取引先の事業活動が及ぼすインパクトを特定する。

特定したインパクトについて国際目線との整合性を確認するため、UNEP FI が提供する分析ツール「インパクトマッピング」を用いる。具体的には、「インパクトレーダー」が示す持続可能な開発の 3 つの側面（社会・環境・経済）を網羅する 22 のインパクトカテゴリ（次頁図参照）と国際標準分類（ISIC）等の業種の対応関係を調べ、取引先がインパクトを与えるカテゴリ（プラス/マイナス）、その度合い（大/小）、影響の内容を確認する。

取引先が活動する社会の要請を加味するため、バリューチェーン上のステークホルダーが属する国・地域におけるインパクトニーズを調べる。持続可能な開発ソリューションネットワーク（SDSN）が「持続可能なレポート」内で公表する各国の SDG ダッシュボード（次頁図参照）でインパクトニーズを確認する。取引先の活動が主に特定の地域を対象とする場合は、自治体が策定する各種計画等についても確認し、ニーズ分析を行う。

最終的に大垣共立銀行の重要課題と照らし、インパクトを特定する。

■ インパクトレーダー



[出所：UNEP FI]

■ SDG ダッシュボード



[出所：SDSN]

② インパクトの評価

特定したインパクト領域において取引先の取り組みを促進し進捗状況をモニタリングするための KPI（重要業績評価指標）と目標値を設定する。目標水準は、取引先のこれまでの SDGs に関する取り組み状況のほか、社会的に求められるレベルや追加性等を踏まえ、適切で意欲的になるよう設定する。

インパクト分析結果を取引先に共有し、インパクト領域や KPI、目標値の設定過程において認識をすり合わせる。「ポジティブインパクトの創出」と「ネガティブインパクトの低減」に資する KPI について協議し、可能な限り定量的な KPI の設定を検討する。

③ モニタリング

KPI の実績を確認するため少なくとも年に 1 回取引先との面談の場を設け、達成状況をモニタリングする。達成・未達の要因を分析し、必要に応じて KPI の見直しを検討する。取引先の進捗を踏まえ、目標達成に向けた具体的取り組みを検討し、継続的に支援する。

2. 適合性の評価

大垣共立銀行は前項に示したインパクトファイナンスの業務管理体制や業務プロセスを「OKB ポジティブインパクトファイナンス業務取扱要領」として文書化（非公開）している。R&I は大垣共立銀行が提供した実施要領の文書とそれに関連する情報、同社のウェブサイト等を閲覧し担当者への質問を実施した。また業務プロセスに関して融資案件への適用を観察し担当者への質問を実施した。R&I はこれらの情報と手続きの範囲において、実施要領に示される業務プロセスが PIF 原則の 4 つの事項それぞれについて準拠してデザインされ適用されることを確認した。PIF 原則に関しては UNEP FI が公表している関連文書やツールを適宜参照している。原則と主な確認事項は以下の通り。

原則 1 定義

ポジティブインパクト金融はポジティブインパクト・ビジネスのための金融である。

持続可能な開発の 3 つの側面（経済、環境、社会）のいずれにおいても潜在的なマイナスの影響が適切に特定され緩和され、なおかつ少なくともそれらの 1 つの面でプラスの貢献をもたらすこと。

ポジティブインパクト金融はこのような持続可能性の課題を総合的に評価することから、持続可能な開発目標（SDGs）における資金面での課題に対する直接的な対応策の 1 つとなる。

- インパクトの特定にはインパクトレーダーを活用する。インパクトレーダーは、持続可能な開発において特定の部分にフォーカスする施策よりも全体をとらえる施策（holistic approach）が有効であるとするポジティブインパクトファイナンスの考え方に基づき開発されたツールである。大垣共立銀行はバリューチェーン分析の結果をインパクトレーダーと突合し、取引先の事業活動がもたらすプラス・マイナスの影響を全体的に把握する。この分析に基づいてSDGs達成に向けた目標設定を行うプロセスをとっており、PIFの定義に合った業務内容となっている。
- PIFの実行に際してポジティブインパクトの創出とネガティブインパクトの低減に資するKPIの設定について取引先と協議し、達成に向けた具体的な取り組みを検討した上でインパクト評価を決定する運営となっている。

原則2 枠組み

ポジティブインパクト金融を実行するには、資金提供者（銀行、投資家など）が投融資対象となる事業活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体から生じるポジティブインパクトを特定してモニタリングするための十分なプロセス、方法、ツールが必要である。

- インパクトの特定には、上述の通りUNEP FIが提供する「インパクトマッピング」「インパクトレーダー」を活用し、国際的な見方との整合性をとる。インパクトニーズはSDGダッシュボード等のツールを活用して的確に把握する。
- 大垣共立銀行の重要課題と合致するインパクトを特定した上でKPIと目標値を設定し、達成状況をモニタリングするプロセスがある（原則4参照）。
- インパクト分析と統合的なESGリスク管理は確立していないが、TCFD提言に基づく機会とリスクの開示を進め、気候変動への対応方針を明確化している。気候変動リスクは事業活動や財務内容に影響を及ぼす可能性があることを認識し、統合的リスク管理の枠組みの中で管理する体制の構築を進めている。また、サステナビリティ基本方針の公表とあわせて、環境や社会に影響を与えると考えられる特定セクターに対する投融資方針や環境方針を策定している。
- インパクト分析は営業支援部が法人営業部と連携し実施する。営業支援部はSLL等サステナブルファイナンス商品の開発や運営に携わる専門人員を配置している。法人営業部はサステナブルファイナンスの案件組成に携わるほか「サステナブルビジネスサポートデスク」を設置し、脱炭素支援やSDGs宣言サポート等を通じて、企業のサステナビリティ活動を支援するノウハウや知見を蓄積している。KPIの設定等の際にはSLLの考え方を取り入れる等経験を生かすことができる体制になっている。
- 営業支援部はインパクト分析の詳細な業務プロセスを示した手順書を策定し、分析ツールの活用方法や評価上の留意点を明文化することで業務の一貫性を確保する。営業店と連携した案件推進により、社内での知見の共有を促進するとともに多様な取引先ニーズに触れることで商品としての品質向上を図る。また評価の品質担保という点で、業務プロセスには、OKB総研が評価書を作成する過程で取引先の事業活動と大垣共立銀行の評価結果等の整合性を確認するプロセスを組み込んでいる。
- 融資業務全体としては、営業店、法人営業部、営業支援部、総合企画部、審査部、OKB総研との連携により、既存業務の枠組みの中でPIFを効率的に運用する。ただしインパクト評価の判断に他の業務の影響が及ぶことを最小限に抑えるため、インパクト評価の決裁は通常の場合と切り離す運用としている。
- PIFの実施体制について年に1回外部評価を受け、実行時のインパクト評価、モニタリングの実施状況が適切であること等について確認し、必要に応じて内容を更新する。

原則3 透明性

ポジティブインパクト金融の資金提供者（銀行、投資家など）は以下のような点について透明性の確保と情報開示が求められる。

- ポジティブインパクトとして資金調達した事業活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体において意図したポジティブインパクトについて（原則1に関連）
- 適格性を判断し、影響をモニタリングし検証するために確立されたプロセスについて（原則2に

関連)

- 資金調達した活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体が達成したインパクトについて（原則 4 に関連）。

- 大垣共立銀行はインパクト分析の結果を評価書として取引先に提供するとともに、取引先が合意できる範囲において評価書の内容を公表する。評価の実施状況については独立した評価機関によるレビューを受け、その結果を PIF の実施概要とともに公表する。
- PIF の体制と業務プロセスに関しては R&I が独立した評価を実施し、それらの概要と評価結果を本オピニオンとして公表する。
- インパクトの達成状況を把握できるよう KPI については定量目標の設定に努める。大垣共立銀行は取引先に対し可能な限り KPI の開示を求めていく。

原則 4 評価

資金提供者（銀行、投資家など）が提供するポジティブインパクト金融は意図するインパクトの実現度合いによって評価されなければならない。

- 大垣共立銀行はインパクト領域毎に設定した KPI の達成状況を共有すべく取引先との面談を少なくとも年に 1 回実施する。面談内容や実績を踏まえ必要に応じて目標の変更を検討するとともに、目標達成に必要なノウハウの提供やビジネスマッチングの提案等を通じて取引先のインパクト実現を支援する。
- 地域金融の事業特性や大垣共立銀行のサステナビリティへの取り組み姿勢を踏まえると、継続的に取引先の事業変化を支援するような融資が多くなることが想定される。このような場合、個別融資の実行による追加的な効果を測ることは難しい。大垣共立銀行はインパクトを決定する際に、取引先の事業活動が地域社会に貢献する内容について考慮するフローを手順書に明示することで、可能な限り追加性を意識できる業務プロセスをとっている。

以上

【留意事項】

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esp/index.html>）に記載しています。

R&Iと資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。